平成２５年（フ）第１０４５号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目２番15―８号
破産者　馬田　英俊
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８１号
広島市南区東雲２丁目10番21―701号
破産者　天方　康雄
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６号
広島市佐伯区利松２丁目９番25―303号
破産者　加来　宏美（旧姓中原）
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３号
北九州市小倉北区砂津３丁目１番47―302号
破産者　中村　廣信
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３０号
青森県八戸市大字石手洗字京塚４番地７　市営住宅Ｂ１－２－４、開始決定時の住所青森県八戸市江陽５丁目14番21号　サニーハイツへらいＣ―202
破産者　大信田加奈子
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
岩手県滝沢市葉の木沢山31番地37　サンガーデン葉の木Ｂ棟102号
破産者　八戸かおり
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１２１号
岩手県久慈市小久慈町第36地割５番地11　小久慈合同公舎１号棟201号
破産者　原田　雅仁
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１４０号
福井県鯖江市石田下町第23号38番地
破産者　髙島　憲一
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
福井県吉田郡永平寺町東古市第16号55番地１
破産者　野路　善光
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８１号
福井市幾久町４番11号　グランメゾン老松205号、旧住所福井市西開発１丁目2909番地
破産者　栃谷賢一郎
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９２号
福井市西木田５丁目12番25号　ＦＳ―６―107号
破産者　三上　剛之
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
福井市西谷３丁目503番地　ロジュマン・イズミ102号、旧住所福井県鯖江市神中町２丁目６番３号
破産者　畑中　義和
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
静岡市葵区東草深町19番５―202号、旧住所群馬県前橋市新前橋町16番地10
破産者　新井敬子こと　孫　　敬子
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９７号
静岡市駿河区森下町１―16―305、住民票上の住所静岡市駿河区有東２丁目15番３－３号
破産者　星野　順子
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６号
滋賀県長浜市桜町11番地５
破産者　山田　秀敏
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第９号
滋賀県長浜市勝町359番地
破産者　川上美知代
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
沖縄県那覇市首里桃原町２丁目１番地36　玉城共同住宅１―Ｂ
破産者　安座間喜順
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

免責許可決定

平成２６年（フ）第５０号
栃木県宇都宮市西川田町952番地４
破産者　増渕　洋司
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８１号
栃木県鹿沼市上野町299番地６　ツムラハイツ202
破産者　赤羽根扇彰
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係